令３医務保険第２４８号

令和３年(2021年)６月１日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための

体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その３）

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939

　なお、通知の記に記載の地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のための必要性の判断については、ワクチン接種の実施主体である市町において行われますので申し添えます。